

第4章

笠間市は何をするの？

私たちは何をするの？

4-1	施策の体系.....	24
4-2	環境施策及び市民・事業者等の役割	26
	■自然環境.....	27
	■快適環境.....	37
	■生活環境.....	48
	■循環型社会.....	65
	■地球温暖化対策	68
	■パートナーシップ.....	74

第4章では、目指す将来の環境像の実現に向けた環境保全及び創造に関する行政施策や各主体の役割を体系的に整理するとともに、その進捗を管理するための環境指標を定めます。

第4章 笠間市は何をするの？ 私たちは何をするの？

4-1 施策の体系

目指す将来の環境像を実現するために、対象とする環境の範囲を体系的に整理・分類し、各環境要素について環境目標を定めました。

それぞれの環境目標の達成に向けて施策を推進していくことにより、将来の望ましい環境像の実現を目指します。



自然環境のイメージ



快適環境のイメージ



生活環境のイメージ



循環型社会のイメージ



地球温暖化対策のイメージ



パートナーシップのイメージ

【施策体系】

目指す将来の
環境像

豊かな自然との共生 水と緑の里 かさま

環境目標	環境要素	取組方針
田園風景が美しく 豊かな自然環境	水 辺	潤いのある水辺を保全・創造します
	農地・里山・森林	農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します
	生 態 系	健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します
	自然景観	美しい自然景観・田園景観を保全・創造します
自然と文化が 調和した快適環境	公園・緑地	潤いと安らぎを与える公園・緑地を保全・創造します
	街 並 み	自然と文化と調和した街並みを保全・形成します
	歴史・文化	郷土の歴史・文化的資源を保全し、継承します
	暮らしのマナー・モラル	誰もが快適に暮らせるまちをつくります
住み心地がよく 健やかな生活環境	大気環境	良好な大気環境を維持・保全します
	水 環 境	水環境の保全、水資源の有効利用を推進します
	音 環 境	騒音・振動を低減し、良好な住環境を保全します
	土 壌・地盤環境	健全な土壌・地盤環境を保全します
	有害化学物質	有害化学物質から健康を守ります
	環境管理・公害防止	環境汚染や公害を未然に防ぎます
資源を有効活用する 循環型社会	廃 棄 物	ごみを減量し、リサイクルを推進します
地球温暖化防止 へ貢献する社会	地球温暖化対策	地域から行動を起こし、地球温暖化対策を推進します
	エネルギー	エネルギーの有効利用を推進します
共に考え自ら 行動する各主体による パートナーシップ	環境教育・学習	環境保全について自ら考え、行動できる人を育てます
	パートナーシップ	各主体の活動を活性化し、主体間のパートナーシップを形成します

4-2 環境施策及び市民・事業者等の役割

次頁以降では、各環境要素について以下に示す内容を整理しています。

■取組方針

各環境要素の施策や取組の推進において基本となる方針を定めています。

■現況と課題

今後実施すべき施策や取組の立案にあたり、現状における環境の状況や課題を整理しています。

■施策展開の方向性／主要施策

環境目標の実現に向け、取組方針に基づいて実施すべき施策の方向性を整理するとともに、施策の柱となる主要施策を定めています。

■環境指標

施策や取組による環境状況の変化を把握し、評価する指標を定めています。

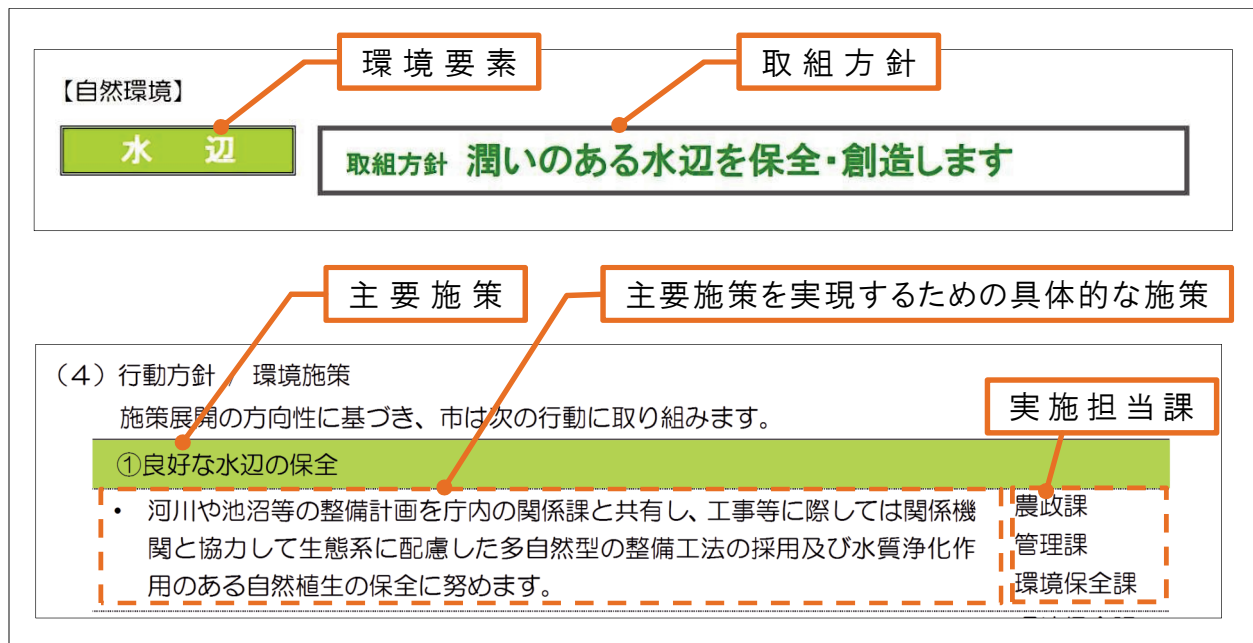
■行動方針／環境施策

施策展開の方向性及び主要施策に基づき、具体的手段として行政が実施する行動内容を定めています。環境施策については、計画策定後の実施責任の所在を明確化するために担当課を併記しています。

■各主体に期待する役割・行動

パートナーシップによる環境保全を一層進めていくため、市民や事業者の果たすべき役割を合わせて整理しています。

【ページの見方】



水 辺

取組方針 潤いのある水辺を保全・創造します

(1) 現況と課題

本市の中央には涸沼川が貫流しており、森を縁取る緑とともに豊かな緑と水の骨格となっています。

市では、河川の美化活動やビオトープ整備について市民団体を中心に実施し、水辺観察会など自然体験についても継続的に行っていますが、一方で人工的な河川整備による生態系への影響も懸念されています。

このような本市を代表する自然環境の良さをさらに向上するため、今後も市民・事業者と協働した保全・活用の活動を促進するとともに、河川や湖、池沼における開発に際しては、生態系や親水性へ配慮した環境整備が求められます。

(2) 施策展開の方向性／主要施策

水辺の環境保全・創造に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

- ① 河川や池沼の整備に際して生態系に配慮した工法を採用するなど、開発事業に伴う環境への負荷を低減し生態系の維持・回復に努め、良好な水辺環境を保全します。
- ② 河川やため池、農業用水路をだれもが安心して水に親しめる親水空間として整備します。
- ③ 自然観察会や河川美化活動など、水辺に親しむ機会を通して、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚を促進します。
- ④ 本来の生態系を維持するため、河川やため池等の施設を適切に管理します。

(3) 環境指標

水辺の環境保全・創造に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)	担当課
川や池沼などの水辺のきれいさに対する満足度	%	34.0	↗	↗	環境保全課



▲北山公園の白鳥湖



▲天神の里（ビオトープ）

(4) 行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①良好な水辺の保全	
<ul style="list-style-type: none"> 河川や池沼等の整備計画を庁内の関係課と共有し、工事等に際しては関係機関と協力して生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用及び水質浄化作用のある自然植生の保全に努めます。 	農政課 管理課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> クリーンアップひぬまネットワークや霞ヶ浦問題協議会等の活動の推進など、河川流域の自治体や市民団体等と連携し、水質浄化に努めます。 	環境保全課 各支所地域課
②親水空間の整備	
<ul style="list-style-type: none"> 河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。 	環境保全課 農政課 学務課 管理課
<ul style="list-style-type: none"> 河川や池沼の改修・整備にあわせて、散策路や憩いの場等を整備し、だれもが安心して水に親しめる水辺づくりを推進します。 	農政課 管理課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 親水機能に配慮した池沼や水路を整備し、レクリエーション空間（余暇・娯楽活動のための空間）として活用するなど、田園空間の多面的な活用を図ります。 	農政課
③水辺の保全意識の高揚	
<ul style="list-style-type: none"> 環境や自然をテーマとした環境学習機会の提供や体験交流活動を通じ、市民の水辺環境保全に対する意識の高揚を促進します。 	環境保全課 生涯学習課
④河川やため池等の施設の管理	
<ul style="list-style-type: none"> 河川やため池等の点検を適宜実施し、老朽箇所など水辺の危険箇所の把握に努めます。 	農政課 管理課

(5) 各主体に期待する役割・行動

水辺の環境保全・創造に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	<ul style="list-style-type: none"> 良好な水辺環境の維持管理に協力します。 クリーンアップひぬまネットワーク等で行っている水質浄化、水辺環境保全の活動に参加・協力します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ビオトープやサイクリングロード等の親水空間の検討や整備に参加・協力します。 水辺環境調査やキャンプ等の自然体験交流活動に参加し、水辺環境の保全意識を養います。 危険な箇所や破損している施設などを見かけた場合は、速やかに市に連絡します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 河川等の整備に際しては、自然植生を破壊しないよう十分注意するとともに、生態系に配慮した多自然型の整備工法の採用に努めます。 農業従事者は、田園地域における親水空間の整備に参加・協力します。

取組方針

農地・里山・森林を保全し、環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進します

(1) 現況と課題

農地や山林は食糧生産・木材供給機能や水源かん養、国土保全機能、自然景観の形成、多様な生物の生息の場といった多面的機能を有しています。

市全域の約 4 割は山林が占めており、マツ、スギ、ヒノキなどの針葉樹やクヌギ、コナラなどの広葉樹が茂り、首都圏自然歩道として自然環境にふれあうコース等が指定されています。

また、本市の土地利用構成の約 3 割は田畑が占め、環境に配慮しつつ農地の生産力を維持・増進する農業に取り組むエコファーマーの認定を受ける農業者が増えており、環境に優しい農業が広がっています。

市では平成 13 年より笠間クラインガルテン[※]の運営に取り組み、グリーンツーリズムの拠点として、都市住民と地域住民との交流の促進を通じた、豊かな自然や農業と親しめる環境整備、地域特性を活かした農業振興を推進しています。

しかし、市街化の進展に伴い、農地、山林ともに減少傾向にあり、耕作放棄地[※]も見られます。

農地や山林がもつ重要な公益的機能を維持するために、環境に配慮した農業やグリーンツーリズムの推進を通じた農地・里山・森林を保全することが求められます。



(2) 施策展開の方向性／主要施策

農地・里山・森林の保全と環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムの推進に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

- ① 優良農地の保全、遊休農地[※]の解消及び耕作放棄地の防止を図り農地の保全・活用を推進します。
- ② 農村生活環境の快適化に向けて、農業集落地域の整備、活性化を推進します。
- ③ 環境負荷の少ない環境保全型農業を推進します。
- ④ 地場農産物の活用やPRを通じて、地産地消[※]を推進します。
- ⑤ 自然環境や地場農産物等の地域資源を活かした、体験プログラムの充実や環境整備を通じてグリーンツーリズムを推進します。
- ⑥ 市民・事業者が協力した森林整備や地場産材の活用を促進するとともに、環境教育や健康づくり等への活用を促進するなど、森林の育成・活用を推進します。

(3) 環境指標

農地・里山・森林の保全と環境に配慮した農林業の推進に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26 年度)	2020 年度 (H32 年度)	2025 年度 (H37 年度)	担当課
農地・里山・森林のゆたかさに対する満足度	%	52.2			環境保全課
環境保全型農業の実施面積	ha	14.47	18.4	20.0	農政課

(4) 行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①農地・田園景観の保全・活用	
<ul style="list-style-type: none"> 農林業振興基本計画に基づき、優良農地の保全と遊休農地の解消及び耕作放棄地の防止を図ります。 	農政課 農業委員会
<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の資源を活かした田園・集落地景観を里山と一体的に保全するとともに、遊休農地等に花を植え景観資源として活用します。 	農政課 都市計画課
②農業集落地域の整備、活性化	
<ul style="list-style-type: none"> 農村振興総合整備事業等を活用し、農業集落排水*や集落内道路、農村公園等の整備を推進し、快適な農村生活環境の創出に努めます。 	農政課 下水道課
<ul style="list-style-type: none"> ほ場、農道、かんがい排水等の農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備にあたっては、地域の自然や生態系等に配慮します。 	農政課
③環境保全型農業の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、有機栽培や減農薬栽培に取り組む農家を支援し、エコファーマーの育成に努めます。 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> 稲わら・粃殻・家畜排泄物・木くずなど地域のバイオマス資源*の利活用を検討します。 	農政課 環境保全課
④地産地消の推進	
<ul style="list-style-type: none"> 学校給食への地場農産物の提供を拡大し、地産地消を推進します。 	農政課 学務課
<ul style="list-style-type: none"> 地産地消や環境保全型農業を促進するため、観光地やイベントにおいて、地場農産物や特別栽培農作物をはじめとする環境に配慮した農業の取組を積極的にPRします。 	商工観光課 農政課
⑤グリーンツーリズムの推進	
<ul style="list-style-type: none"> 良好な農地や集落地を里山と一体的に保全し、自然観察・周遊コースを立案するなど、グリーンツーリズムなどを楽しむ環境の整備に努めます。 	農政課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> 遊休農地等を活用し、市民が「農」にふれあえる市民農園の整備・充実を図るとともに、笠間クラインガルテンのさらなる充実を図ります。 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> ブドウやリンゴ、イチゴなどの観光農園やオーナー制度など、地場農産物の観光資源化を推進します。 	農政課 商工観光課
⑥森林の育成・活用	
<ul style="list-style-type: none"> 森林のもつ水源かん養機能や国土保全機能を維持するため、森林や林道などの環境整備と適正な管理を推進し、市民・事業者の協力のもと健全で豊かな森林の保全に努めるとともに、森林所有者への意識啓発を図ります。 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> 公的施設などの整備において、地場産材の利用を促進します。また情報提供等により、住宅等民間施設整備における地場産材の利用を支援します。 	農政課
<ul style="list-style-type: none"> 森林整備時に発生する間伐材等の木質バイオマス資源としての活用を促進します。 	農政課 環境保全課
<ul style="list-style-type: none"> 環境教育や健康づくりなどへの森林環境の活用を促進します。 	農政課

(5) 各主体に期待する役割・行動

農地・里山・森林の保全と環境に配慮した農林業やグリーンツーリズムを推進し、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優良農地の保全や遊休農地の活用、農村環境保全整備に参加・協力します。 ・ 市民農園や体験交流施設の整備、グリーンツーリズムの推進に参加・協力します。 ・ 市が行う森林・里山整備に参加・協力します。 ・ 林業体験、自然観察会など森林を活用したイベントに積極的に参加します。
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減農薬、有機栽培などの環境に配慮した農作物の購入や地産地消に努めます。 ・ 森林所有者は、森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。 ・ 住宅建築時には、地場産材の利用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農業集落排水や集落内道路、農村公園等の整備に参加・協力します。 ・ 農業生産基盤及び農業近代化施設等の整備に際しては、環境に配慮した工法を積極的に採用するとともに、周辺自然環境を破壊しないよう、十分注意します。 ・ 減農薬・有機栽培など環境に配慮した農業を実践するとともに、空中防除の際には薬品の飛散が最小限になるよう努めます。 ・ 農作物残渣や家畜排泄物などの有効利用に努めます。 ・ 学校給食への適用拡大に協力するとともに、市と協働で地場農産物の消費拡大に向けたPR活動を実施します。 ・ 森林管理に努め、健全で豊かな森林を保全します。 ・ 森林組合と連携し、施設建築時には、地場産材の利用に努めます。



▲田園風景



▲笠間グラインガルテン

生態系

取組方針

健全な生態系を維持・回復し、生物の多様性を確保します

(1) 現況と課題

本市は関東平野の北部に位置し暖帯林と温帯林の境界に近く、暖地性植物の分布北限に近い地域で、植物地理学的にも注目されています。一部の地域では冷温帯性の植物も見られるほか、佐白山、仏頂山、愛宕山にはシイ、カシ類を中心とする常緑広葉樹林が、吾国山の山頂付近にはブナ林が見られ、それぞれ環境省の特定植物群落に指定されています。

動物に関しては、関東平野の平地林や丘陵地の典型的な動物相で構成されているほか、丘陵地から平地にかけて、ため池、谷地、湿地、湧水が多く存在するため、それらを生息適地とする動物相がみられることが本市の特徴の一つとなっています。国の天然記念物であるヒメハルゼミをはじめ、暖地性生物において生息の限界となる種がみられ、さらに市内の環境保全地域においては、希少野生動植物が生息しています。

市では、生物多様性の保全に向けて、生態系へ影響を及ぼすおそれのある特定外来生物*に関して情報提供を行うとともに、定着・拡大の予防対策を行っています。

また、本市においても野生鳥獣による生活環境や農林業等への被害が生じていることから、市では防除対策を行うとともに、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づいて捕獲を行っており、イノシシやカラス、ハクビシン等が捕獲されています。

健全な生態系の維持に向けて、野生生物の生息空間を保全し生物多様性を確保するとともに、外来種や有害鳥獣等を適切に管理することが求められます。



(2) 施策展開の方向性／主要施策

健全な生態系の維持・回復と生物の多様性の確保に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

- ① 生物多様性に対する理解を促進します。
- ② 自然環境調査等により地域の生態系の把握に努めます。
- ③ 自然環境に配慮した工法の採用等、開発に際しての生態系への配慮を促進します。
- ④ 連続性のある野生生物の生息空間を保全します。
- ⑤ 外来種や有害鳥獣等の定着予防・防除等により、野生動植物の適切な保護・管理に努めます。
- ⑥ 自然とのふれあいにおけるマナーの向上や自然保護意識の高揚を促進します。

(3) 環境指標

健全な生態系の維持・回復と生物の多様性の確保に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)	担当課
健全な生態系の維持、生物多様性の確保に対する満足度	%	34.6			環境保全課

(4) 行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①生物多様性の理解促進	
<ul style="list-style-type: none">生物多様性の理解を深めるために、児童・生徒向けの教材や学習プログラムの作成・実施に努めます。	環境保全課 学務課
②地域の生態系の把握	
<ul style="list-style-type: none">市に生育・生息する動植物、生態系に関する調査を継続的に実施するとともに、調査結果の公表や環境教育資料作成等を通して市民へ情報提供します。	環境保全課 生涯学習課
③開発に際しての生態系への配慮	
<ul style="list-style-type: none">開発行為や造成・改修工事にあたっては、地域の自然環境や生態系に配慮した工法を採用し、関係機関へ現状が保全されるよう働きかけるとともに、事業者への指導を徹底します。	環境保全課 管理課 農政課 都市計画課
④生物の生息空間の保全	
<ul style="list-style-type: none">河川やため池、谷津田の休耕田、公園、学校施設等の一部を利用し、ビオトープの保全・再生を図ります。	環境保全課 農政課 学務課 管理課
<ul style="list-style-type: none">野生動植物が新たな生息地や生育地に移動・分散できるよう、山林や田畑、河川、池沼、街路樹等の、生物の生息空間の連続性を確保します。	環境保全課 農政課
⑤野生動植物の適切な保護・管理	
<ul style="list-style-type: none">生態系に影響を及ぼすおそれのある外来種の流入防止のため、市民に対し周知啓発に努めます。	環境保全課
<ul style="list-style-type: none">生態系への影響や生活環境被害等が懸念される特定外来生物については、定着の予防や防除に努めます。	環境保全課
<ul style="list-style-type: none">生活環境、農作物及び生態系へ被害を与える有害鳥獣について、被害防止や地域個体群の適切な保護管理を行います。	環境保全課 農政課
⑥自然とのふれあいにおけるマナーの向上・自然保護意識の高揚	
<ul style="list-style-type: none">ごみの持ち帰りや自然植生等の保護など、自然と共生する上でのマナーの向上について、看板やパンフレット等を用いて普及啓発に努めます。	環境保全課
<ul style="list-style-type: none">自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。	環境保全課

(5) 各主体に期待する役割・行動

健全な生態系の維持・回復と生物の多様性の確保に向けて、市民・事業者・来訪者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

市民	<ul style="list-style-type: none">・ 市が行う野生生物の調査や自然観察会に参加・協力します。・ 環境調査結果を、地域学習教材として活用します。・ ビオトープの検討や整備に参加・協力します。また、維持管理に協力します。・ 自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・ 開発行為や造成・改修工事にあたっては、地域の自然環境や生態系に配慮した工法の採用に努めます。
来訪者	<ul style="list-style-type: none">・ 外来種を持ち込んだり、放したりしません。・ 自生する植物は持ち帰りません。・ 機会があれば、生物の生息空間の保全に関わる活動やイベントに積極的に参加します。



▲稲田緑地環境保全地域



▲自然観察会の様子

自然景観

取組方針

美しい自然景観・田園景観を保全・創造します

(1) 現況と課題

本市には、八溝山系から連なる山々、愛宕山や佐白山を中心とする丘陵地帯など緑豊かな山並みと、涸沼川や白鳥湖に代表される潤いのある水辺、平野部に広がる自然豊かな水田地帯、点在するため池など、優れた自然の風景地が随所に存在します。

このような自然景観・田園景観の美しさについて、本計画の改訂にあたり実施した市民環境意識調査においては、6割以上の市民が満足を示しています。

また、仏頂山一帯が笠間県立自然公園の一部として、吾国山、愛宕山一帯が吾国愛宕県立自然公園の一部として、それぞれ自然公園に指定されています。また、野口池周辺が自然環境保全地域に、稲田神社周辺が緑地環境保全地域に指定されているほか、佐白山、愛宕山周辺などが鳥獣保護区に指定されています。

本市の自然環境を代表するこれらの自然景観・田園景観の創造と保全に向けて、計画的な景観づくりや自然公園等の保全・活用が求められます。

(2) 施策展開の方向性／主要施策

自然景観・田園景観の保全と創造に向けて下記の方向性に基づいて取組を推進します。

- ① 美しい景観づくりを総合的・計画的に推進するため、景観計画*の策定を検討します。
- ② 本市の水と緑の資源を活かし、田園・集落地・里山・山林を一体とした自然景観の保全・充実に努めます。
- ③ 市内に所在する自然公園や環境保全地域における施設やコースの整備・美化を通じて、自然公園の保全・活用を推進します。

(3) 環境指標

自然景観・田園景観の保全と創造に関する環境状況を判断する指標として、次の達成指標を活用します。

環境指標	単位	現状 (H26年度)	2020年度 (H32年度)	2025年度 (H37年度)	担当課
自然景観・田園景観の美しさに対する満足度	%	60.0	▲	▲	環境保全課



▲佐白山が見える風景



▲田園風景

(4) 行動方針／環境施策

施策展開の方向性に基づき、市は次の行動に取り組みます。

①景観計画の策定	
<ul style="list-style-type: none"> 自然環境や地区特性に応じた美しい景観づくりを総合的に推進するため、新たな市街地形成等の社会情勢の動向に応じて景観計画の策定を検討します。 	都市計画課
②自然景観の保全・充実	
<ul style="list-style-type: none"> 水と緑の資源を活かした田園・集落地景観を里山と一体的保全するとともに、遊休農地等に花を植え景観資源として活用します。 	都市計画課 農政課
<ul style="list-style-type: none"> 市の自然風景地を保全・保護するため、開発等に際しては法令等に基づき適正な規制・誘導を図るとともに、新たな市街地形成等、社会情勢の変化が生じた場合、法規制等を考慮し、緑地保全とする地区指定を検討します。 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> 開発者との協議・連携により、開発事業時に景観保全対策を実施します。 	都市計画課
③自然公園の保全・活用	
<ul style="list-style-type: none"> 笠間県立自然公園や吾国愛宕県立自然公園、北山公園やつつじ公園など、自然環境を生かした特色ある公園整備を推進します。 	環境保全課 商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> 自然公園における園内施設、レクリエーション施設の整備・保全及び観光施設やハイキングコース等の美化に努めます。 	商工観光課
<ul style="list-style-type: none"> 自然風土と人々の営みから成り立つ「かさまの景観」について選定し共有化を促進します。 (山並み景観、農地と集落と丘陵が織りなす田園景観、伝統と地場産業が形づくる市街地景観等) 	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会などの開催を通じ、地域の生態系を知るとともに、自然保護意識の高揚・啓発を図ります。 	環境保全課

(5) 各主体に期待する役割・行動

自然景観・田園景観の保全と創造に向けて、市民・事業者とともに取組を推進するために、各主体は次の取組を行うよう心掛けましょう。

共通	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画策定の検討過程に参加・協力するとともに計画に基づく景観形成・保全対策に協力します。 自然や景観に関する学習活動やイベントに参加・協力します。 自然観察会に参加・協力し、自然と共生する上でのマナーの向上に努めます。 自然環境を生かした公園づくりや公園等の美化活動に参加・協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 開発事業時に景観保全対策を実施します。